

大蔵委員會議録 第六十二号

昭和二十七年五月九日(金曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長代理 理事佐久間 徹君

理事奥村又十郎君 理事小山 長規君

理事内藤 友明君

大上 司君

島村 一郎君

夏堀源三郎君

深澤 義守君

中野 四郎君

出席政府委員

大蔵事務次官 西村 直巳君

大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 大月 高君

委員外の出席者

大蔵事務官(銀行局長) 有吉 正君

大蔵事務官(銀行局長) 楠田 光男君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

大蔵事務官(銀行局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(銀行局長) 榎田 文也君

閣提出第一八四号

○佐久間委員長代理 これより會議を開きます。

日本開議銀行法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、及び高金利等の取締りに関する法律案の三案を一括議題といたします。右三案の質疑に入ります前に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案に関する正誤の件について、銀行局長より發言を求められておりますので、これを許可することといたします。銀行局長河野君。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫法の一部を改正する法律案の中に、整理漏れで字句が少し違つておりましたので、別途正式に印刷をして差上げることにしておりますが、お直しを願いたいと思ひます。法案の三ページの五行一六行目に「その他同公庫に使用される者」というのがございますが、これは当然なくいい字句であつたのでありますけれども、整理漏れで残りましたのでこれを正誤いただきたいと思ひます。

○佐久間委員長代理 次にたゞいま議題となつております三案について、前会に引続き質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。宮原幸三郎君。

○宮原委員 河野銀行局長にお尋ねいたします。高金利等の取締りに関する法律案の第一條の高金利等の禁止の規定のうち、日歩五十銭というところが基準になつて

いるのが、同僚議員から先般来た及びたび問題にされてゐるのであります。それに關連してちよつと伺ひたいのですが、大蔵省方面、關係方面の御調査で日歩五十銭以上で貸借が行われてゐるというよりな事例、それがどの程度に行われてゐるのかということについて調査の資料が、お手元にある程度寄せてあります。それともおおよその常識の判断で、われ／＼が考へてゐるのと同じ程度の考へでいらつしやるのであるか。この法律を御制定にならうという基礎の点から言ひましたら、その辺のところは相當御調査に相なつたことと思ひますが、どの方面かにかゝる資料があつたのであります。その辺をちよつと伺つておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 日歩五十銭というものを限として処罰の対象にしたのであります。この五十銭というものは昨日も御説明申し上げましたように、現在の貸金業法による取締りの實際のやり方におきまして、やはり五十銭というものを基準にいたしてゐるわけでありまして、きのうも法務府の方から説明があつたと思ひますが、いわゆる日歩五十銭を越えて金利をとつております者は、この貸金業法の違反としてゐる／＼あげられてゐるものの中に、相當実はあるわけでありまして、俗に言われてゐるト一といひます。十日で一割といったような金利等もあることは確かに見受けられる。しかし何しろ貸金業者は大体届出されてお

ますのが六千、届出のできてないのが四千あり、合せて一万もございまして、私どもも的確に個々について取調べるやつたことは、実はないわけでありまして、これを越えておりますものにつきては、業務法違反として現在檢察庁において、いろいろ取上げられてゐることに相なつてゐるわけでありまして、この件数等につきましては調べたものがございまして、今手元に數字を持つておられますけれども、高金利のために取締りの対象になつております件数につきましては、後ほど調べた上でお答え申し上げます。

○宮原委員 貸金業者の立場もあるでありますが、貸付を受ける方々の一般大衆の側と両方を觀察して参りますと、いわゆる貸し倒れ、焦げつきというやうな危険があつて、そのために高金利の貸付業者も、最近においては数年前に比べますと、高金利は事業遂行上からも、事実上元利の支払いが不能になるというやうな事例が起きて、大分整理をされてゐるというやうな段階に來て、数年前に比べると、最近では高金利の日歩の金を使おうというやうな利用者も、まじめな業者の間にはほとんどそのあつたを絶つというやうな傾向に向ひつゝあるように、われ／＼は常識判断をしてゐるのであります。数年前と今日の事態と、まず／＼高金利の利用者がふえて行つてゐると思つておられますか。それとも高金利の利用者があつて、そのために利用者の方が一時はこの利用のために利益を得てゐるが、そのためにかゝつて行き詰まりを生じてゐるというやうな、業界も混亂をしたやうな時代は、すでにいわけの最盛期を過ぎたものであると見ておられますか。その辺の民間金融界に対する大蔵省の御見解を伺つておきたい。

○河野(通)政府委員 お尋ねの点は、ここにございます。たとえば日歩五十銭を越えるやうな高い金利をとつてゐる事例が、従来より減つてゐるかどうかという御質問がと思ひます。この点はお示しのやうに、だん／＼經濟が正常化に向ひ、資本の蓄積というものが一般の本来の金融のルートに乗つて來るに應じまして、こゝろいやうなものだん／＼減つて行くという方向にあると思ひます。金利等につきましても、従来よりも一般に貸金業者の金利の水準というものは、一時よりも大分下つて來てゐるやうに見受けられます。現在では大体多いのが、やはり日歩二十銭から三十銭くらいの利率になつてゐる貸金業者の金利が、一番多いやうに見受けられます。一時は大体四十銭から五十銭というものが常識であつたのであります。だん／＼經濟が本筋に返つて参りますに應じまして、こゝろいやうにだん／＼減つて行く傾向にあるというやうに私は見ております。

○宮原委員 役所の仕事は、いつも一番取締りを要するときは調査とか研究で日を送つておつて、さて法律でもつくろふかというときは下火になつてい

る五月九日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として今野武雄君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

日本開議銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三号)

高金利等の取締りに関する法律案(内閣提出第一八三号)

第一類第六号

大蔵委員會議録第六十二号

昭和二十七年五月九日

るという例が——銀行局に限つてそんなことではないと思つてありますけれども、とかくお役所にはあるのです。従来そういうことで非常に悩まされた体験を、われ／＼はたび／＼持つておるのであります。この日歩五十銭というふうな、いわゆる禁止規定であるとはいひながら、これは決して公認ではありません。日歩五十銭までは、民事上の責任は解除するものではないけれども、しかし刑事上の責任は、五十銭まではある意味において免除するという立法措置というものは、これは一種の国民道義の面から考えましても、單に金融という上から単純な單純な面だけではないで、われ／＼はこの法案を審議するにあたりまして、同僚の間においても、まことに躊躇をいたしておるような事情にあります。すでにその取締りの対象になることの事例というものは、漸次減少する傾向にある今日でありますから、特に法律でこれを明示する必要というものは低下いたしておると、私も考へておるのであります。ついでに、一点伺いたないのであります。五十銭という金額の明示をいたさないで、法案には、金額の明示だけは政令に譲るといふような意味の措置にいたして、この法案の目的を達することはできないのであるか。これについての銀行局長の御意見を伺つておきたいのであります。

○河野(通)政府委員 この点は、昨日も宮崎さんからの御質問にお答えいたしましたのであります。なるほど五十銭という金額をここにはつきり出しますことは——法律の立案の趣旨はそうではないのでありますけれども、いかにもそこまではいいといったような印象を與えるおそれもあることは、まさに御指摘の通りであります。この法案の立案にあたりまして、この点は実は部内でもいろいろ議論をいたしたのであります。が、何分にも非常に高度の処罰の対象になるものを、立法院の御審議をいただかないで、單に政令等でこれが適当に定められるということであるつては、その高度の処罰の対象になるという点からいひましても、決して民主的なやり方ではない。どうしてもそういう高い処罰の対象になるものは、やはり法律ではつきり具体的に書くことが関係者に対して親切であり、また国会の御議決を得るという意味においてむしろ憲法の趣旨に沿うのではないかと、結論として言われおるのであります。体裁としては私も決してこれは最善の形ではないと思ひますけれども、処罰の対象という点からいひまして、しかもその処罰が従来よりも相当高い処罰でありますから、はつきり具体的に金額を表明した方がいゝという結論に實はなつたのであります。御了承いただきたいと思ひます。

○佐久間委員長代理 内藤君 ○内藤(友)委員 ただいまの五十銭の問題であります。五十銭というものは何か根拠があるのですか。ただそれが多いから五十銭とつたらというところではないに、たれでも納得できるような——五十銭は、これはまことに大きな問題だと思つて、その点ちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 内藤さんの今の御質問の点も、実はきのうのあたりの御質問にお答え申し上げたわけでありまして、五十銭と申しましても、数字的にびしやつとした根拠というものは実はないのであります。五十銭といひました理由は、一つは現在の貸金業の取締に関する法律に基く行政上の措置として、大體業務方法書では、五十銭を最高として業務書に書かれる場合に、これを受理いたすというふうな方針をとつております。従ひまして、今度の新しい立法におきまして、實際にこの取扱ひ方を急激に変更するということは適當でないと思ひますので、その實際の行政のやり方を踏襲いたしまして、日歩五十銭ということにいたしましたのが一つの理由であります。それから、先ほども大體宮原さんの御質問にお答えいたしましたのであります。常識的に見て五十銭、月一割五分程度になります。これは普通処罰の対象にしろ、うといふに、實際の今の貸金業者の金利等の実情から見まして考えられるわけがあります。四十五銭であつてもよいじやないかという御意見もあらうと思ひますが、五十銭であつてはいかぬといふことも實はないわけでありまして、大體常識的に考へて五十銭程度が、従来の取扱ひ方ともにもらみ合せまして適當であらうといふことで、いたしたわけでありまして、特別数字的に根拠といつても別にないのであります。

○内藤(友)委員 数字的に根拠がないのでありますから、これはどうなるか存じませんが、もし三十銭に修正したら政府は同意いたしますか。

○河野(通)政府委員 立法院で御修正になることは、これは私もかれこれ申し上げる筋合ひではないと思ひますが、三十銭に今これをいきなりせられといふことは、現在五十銭を限度として行政上の指導をいたしております。観点から、急激な変更でありますので、不測の混乱を起す心配があるのではないかといふに、私は考へております。しかしながら、これは昨日もお答え申し上げたのであります。が、經濟が正常化するに應じまして、金利の水準というものはだん／＼下つて来ると思ふのであります。それに應じまして——この限界の五十銭というものは、折々の情勢に應じて、必要があればさらに下げて行くといふことも、考へて行かなければならぬものと思ひます。

○佐久間委員長代理 はかに御質疑の通告もないやうでありますから、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時四十一分散會